枕崎市建設コンサルタント業務等最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、枕崎市が発注する建設工事に付帯する測量、調査及び設計の業務 (以下、「建設コンサルタント業務等」という。)の委託契約に係る競争入札に関し、 枕崎市契約規則(昭和52年枕崎市規則第22号)第12条第1項に規定する最低制限価格 を設けるときに必要な算定方法を定めるものとする。

(対象業務)

- 第2条 対象となる業務は、予定価格が<u>100万円</u>を超える建設コンサルタント業務等で、 次に定める業務とする。
 - (1) 測量業務
 - (2) 建築関係の建設コンサルタント業務
 - (3) 土木関係の建設コンサルタント業務
 - (4) 補償関係コンサルタント業務
 - (5) 地質調査業務

(算定方法)

- 第3条 最低制限価格は、当該競争入札の予定価格に次に掲げる割合を乗じて得た額とし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て1円単位とする。
 - (1) 前条第1号に定める業務 10分の8.2
 - (2) 前条第2号から第4号に定める業務 10分の8
 - (3) 前条第5号に定める業務 10分の8.5

(公表等)

第4条 最低制限価格は、公表しないものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

附 則(令和7年5月30日改正)

この要領は、令和7年6月1日から施行し、同日以後に入札公告及び指名通知を行う 建設コンサルタント業務等の委託契約から適用する。